

山口県報

平成29年
6月27日
(火曜日)

目次

- 規則
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（厚政課）……………一
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定（環境政策課）……………二
救急病院の認定（医療政策課）……………二
保安林予定森林（光市）（森林整備課）……………二
○公告
県管内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧（農村整備課）……………三
○選管告示
政治団体の名称等……………三
政治団体の異動事項……………三
解散等に係る政治団体の名称等……………四
資金管理団体の異動事項……………五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称
等……………五
○公安委公告
一般競争入札の実施……………六



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第二十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記一の一の四を次のように改める。

（四）長期にわたり避難所に避難している者であつて健康上の配慮等を必要とするものに対しては、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを行い、これを供与することができる。

別記一の一の二を次のように改める。

2 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに対し、建設、民間賃貸住宅の借上げその他適切な方法により、供与するものとする。

（一）建設型仮設住宅

（1）建設型仮設住宅（応急仮設住宅のうち建設して供与するものをいう。以下同じ。）の設置は、なるべく公有地を利用して行うものとする。ただし、公有地の利用が困難な場合は、民有地を利用して行うことができる。

（2）建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用の範囲は、原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の当該設置に係る一切の費用とし、その額は、五百五十一万六千円の範囲内の額とする。

（3）複数の建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に設置する場合においては、設置する当該仮設住宅の戸数に応じた規模の居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

（4）老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を建設型仮設住宅として設置することができる。

（5）建設型仮設住宅の設置については、災害の発生の日から二十日以内に着工するものとする。

（6）建設型仮設住宅を供与する期間は、その完成の日から二年以内とする。

（7）建設型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のために支出する費用の額は、当該地域における通常の実費相当額とする。

（二）借上型仮設住宅

（1）借上型仮設住宅（応急仮設住宅のうち民間賃貸住宅を借り上げて供与する

ものをいう。以下同じ。)の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その借上げのために支出する費用の範囲は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約の締結のために不可欠な費用とし、その額は、当該地域における通常の実費相当額とする。

(2) 借上型仮設住宅を供与する期間は、その借上げの日から二年以内とする。別記一の二の1の(三)中「千百十円」を「千百三十円」に改め、別記一の二の1の(四)ただし書を削り、別記一の三の1中「半焼又は」を「半焼若しくは」に、「たい積等」を「堆積等」に、「含む。」若しくは「を」含む。以下同じ。)又は「に」に、「により、」を「による喪失若しくは損傷等により」に、「を喪失又は損傷し」を「が使用できず」に改め、別記一の三の3の(一)の表中「五三、〇〇〇」を「五二、九〇〇」に、

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|
| 五、〇〇〇 | 六、三〇〇 | 八、九〇〇 | を | 五、九〇〇 | 六、二〇〇 | 八、八〇〇 |
|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|

記一の三の3の(二)中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)」を削り、別記一の六の2中「便所等」を「便所等の」に、「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、別記一の八の1中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)」により、学用品を喪失し、又は損傷し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品が使用できず」に改め、別記一の八の3の(二)中「四千三百円」を「四千四百円」に、「四千六百円」を「四千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に改め、別記一の九の3中「二十一万四千円」を「二十一万二千円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千円」に改め、別記一の十二の2中「その額は、一世帯につき十三万四千八百円」を「その当該障害物の除去を行った市町の区域における当該費用の一世帯当たりの平均額は、十三万五千円」に改め、別記一の十三の1の(一)中「避難」の下に「の支援」を加える。



山口県告示第240号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の三七の一部、四五五の四六の一部、四五五の四八の一部及び四五五の四九の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シス-二・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第241号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡 政

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 認定が効力を有する期限 |
|------------|---|-----------------|---|---|-------------|
| 萩むらた病院 | | 萩市大字今古萩町三〇の一 | | | 平成三二、七、二三 |
| 岩国市医療センター医 | | 岩国市室の木町三丁目六番一二号 | | | 八、九 |
| 師会病院 | | | | | |

山口県告示第242号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡 政

一 保安林予定森林の所在場所

光市大字東荷字清六 一一四の一、一一四の七から一一四の一〇まで、一一四の一
 一(次の図に示す部分に限る。)、一一一四、一一一六の二、字柿ノ木迫三七四の
 二、三七五の一二、三七六の一、三七六の四、三七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 光市大字東荷字清六 一一四の一・一一四の九・一一四の一・一一四・字
 柿ノ木迫三七四の二・三七五の一二・三七六の一(以上七筆について次の図に示
 す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐
 期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
 産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。)



(二八九) 県営内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営
 内日東地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、
 同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十八日から同年七月十八日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が
 あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | その他の事項 | 備考 (届出年月日) |
|----------|--------|----------|---------------|--------|---------------|
| 有田茂後援会 | 芳川 豊 | 有田嘉代子 | 長門市油谷河原1750の8 | | 平成29、3、27 |
| 橋本けんじ後援会 | 坂本 史朗 | 上田 俊雄 | 〃 西深川12948の3 | | 〃 〃 3 |
| 三村健治後援会 | 永松 泰 | 三村 和弘 | 〃 油谷後畑66 | | 〃 〃 9 |

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出が
 あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動内容 | | 備考 (異動年月日) |
|-----------|--------|-------|-------|-------|---------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党秋穂支部 | 藤生 通陽 | 会計責任者 | 有富 久雄 | 富田 正朗 | 平成29、1、10 |

| | | | | | |
|-----------------|--------|-------|-----------------|-----------------|-----------|
| 自由民主党下関支部 | 平岡 望 | 代表者 | 平岡 望 | 友田 有 | “ 3、19 |
| | | 会計責任者 | 江村 卓三 | 前田晋太郎 | |
| 自由民主党平生支部 | 田村 伸夫 | “ | 田村 伸夫 | 藤永 正 | “ “ 30 |
| | | 代表者 | 橋本 知也 | 河村 重昭 | |
| 自由民主党本郷支部 | 橋本 知也 | 代表者 | 岩国市本郷町宇塚473の2 | 岩国市本郷町本郷2107の4 | 平成28、9、27 |
| | | 事務所 | 高瀬 愛 | 永野 浩 | |
| 自由民主党山口県下関市第七支部 | 高瀬 利也 | 会計責任者 | 高瀬 愛 | 永野 浩 | “ 4、1 |
| | | 代表者 | 森中 克彦 | 木村 幸雄 | |
| 自由民主党山口県美祿市第一支部 | 高橋 政教 | 代表者 | 高橋 政教 | 高橋 正教 | 平成29、3、20 |
| | | 事務所 | 下関市武久西原台6番7号 | 下関市生野町2丁目25番10号 | |
| 愛幸会 | 秋山 賢治 | 代表者 | “ | “ | “ “ “ |
| | | 事務所 | 防府市大字上右田068の5 | 防府市大字上右田329の2 | |
| 秋山けんじ応援サポーターの会 | 石田 卓成 | 会計責任者 | 石田 愛子 | 原 好彦 | “ 27 |
| | | 事務所 | 岩国市今津町4丁目11番20号 | 岩国市今津町4丁目17番16号 | |
| 井原すがこ後援会 | 井原 勝介 | 代表者 | 寺地 義明 | 坂田 勝俊 | 平成28、11 |
| | | 事務所 | 宇部市笹山町7丁目14番61号 | 宇部市笹山町7丁目14番16号 | |
| 氏原ひでき後援会 | 寺地 義明 | 代表者 | 小林 増次 | 木坂 善成 | 平成29、6、3、 |
| | | 事務所 | 下関市上田中町2丁目22番8号 | 下関市豊前田町2丁目8番19号 | |
| 小林ますじ後援会 | 酒本 哲也 | 代表者 | “ | “ | “ “ 18 |
| | | 事務所 | 井原 勝介 | 岩国市今津町4丁目11番20号 | |
| さかもと哲也後援会 | 井原 勝介 | 代表者 | “ | “ | 平成28、11 |
| | | 事務所 | 井原 寿加子 | “ | |
| 寿々 | 井原 寿加子 | 代表者 | “ | “ | “ “ “ |
| | | 事務所 | 山縣 佳江 | 谷本 富雄 | |
| 谷本富雄後援会 | 山縣 佳江 | 代表者 | “ | “ | “ 11、20 |
| | | 会計責任者 | “ | “ | |

| | | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------------|----------------|-----------|
| 徳並伍朗後援会 | 永田 卓郎 | “ | 波多野光久 | 赤間 啓治 | “ 4、1 |
| 戸澤昭夫後援会 | 小田 紘幸 | 代表者 | 小田 紘幸 | 久保田利夫 | “ 1、 |
| 平岡泰彦後援会 | 岡村 芳雄 | 代表者 | 平岡 典子 | 宝辺 幸盛 | 平成29、3、27 |
| | | 会計責任者 | 田中 芳男 | 米倉 尚 | |
| 深田慎治後援会 | 田中 芳男 | 代表者 | 田中 友美 | 深田 正義 | “ “ 1 |
| | | 会計責任者 | 藤重 建治 | 岩国市周東町祖生2925 | |
| 藤重建治後援会 | 藤重 建治 | 事務所 | 山口市吉敷下東3丁目3番15号 | 山口市葵/丁目3番23号 | “ “ 17 |
| ますや敬悟の会 | 柳屋 敬悟 | “ | “ | “ | “ “ 1 |
| ますや後援会 | “ | “ | “ | “ | “ “ “ |
| 松川たくじ後援会 | 松川 卓司 | “ | “ | “ | “ “ 9 |
| 松本武士後援会 | 松本 武士 | 代表者 | 窪田 伸子 | 松本 伸子 | “ 2、1 |
| | | 会計責任者 | 山口県鍼灸政治連盟 | 岩国市岩国1丁目20番46号 | |
| 山口県鍼灸政治連盟 | 平瀬 則浩 | 事務所 | 山本しんご後援会 | 周南市を真剣に考える会 | 平成28、9、25 |
| 山本しんご後援会 | 山本 真吾 | 名称 | 山本連也後援会 | 藤川 智美 | 平成29、28 |
| 山本連也後援会 | 山本 連也 | 会計責任者 | 藤川 智美 | 藤川 祐治 | 平成28、1、4、 |

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

| 政治団体の名称 | 代表者の名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 |
|---------|-------|----------|-----------------|------------|
| 伊藤正信後援会 | 伊藤 正信 | 伊藤 光子 | 岩国市平田2丁目3番17号の2 | 平成28、12、31 |



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 運転免許証作成システム一式

(三) 物品等の特質等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 使用期間

平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間

(六) 使用場所

山口県総合交通センター、山口県岩国警察署及び山口県下関警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加しないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十七年山口県告示第二十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課（山口市小郡下郷三五六〇番地二）において交付する。

四 入札の方法

この入札は、政令第百六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十九年八月七日正午（入札書を持参する場合は、平成二十九年八月七日午後二時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十九年八月七日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

入札書及び提案書に記載された価格について、次の式により評価点を求める。

$$\left(1 - \frac{\text{入札書記載価格} + \text{提案書記載価格}}{\text{入札書記載価格} + \text{消耗品見込価格}} \right) \times 1000$$

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価点を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。

- (二) 落札者となるべき最も高い評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否

要

- (四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三二二九〇〇）に問い合わせる。

十三 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of driver's license issuing

system

- (3) Use term: From January 1, 2018 to December 31, 2022

- (4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and Yamaguchi Prefectural Shinonoseki Police Station

- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogorishinogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

- (6) Time-limit for tender: 12:00 Noon, August 7, 2017 (If brought in person: 2:00 P.M. August 7, 2017)

平成二十九年六月二十七日印刷

発行人所

山口県知事